

質 疑 回 答 書

令和7年8月15日

吹田市水道部

工事名又は業務名 津雲低区配水幹線布設工事(高野台工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価については、資材単価が「令和7年4月」、処分費が「令和6年度下半期及び令和7年度」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。 また、共通代価以外については、資材単価が「令和7年4月」、処分費が「令和6年度下半期」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	
3	設計書	歩掛・経費年度は「令和6年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和6年度」と理解してよろしいでしょうか。	
4	設計書	諸経費は、何年度でしょうか、ご教示下さい。	
5	設計書	建設機械等損料表は「令和6年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
6	設計書	経費年度は「令和7年度」、経費区分は「上水道」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
7	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(1)」と考えてよろしいでしょうか。	「一般交通影響有り(1)」で計上しております。
9	設計書	施工地域区分は、一般交通影響あり(2)でしょうか、ご教示下さい。	
10	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教え下さい。	現場環境改善費については計上しておりません。
11	設計書	週休2日工事区分として、全後期かそれとも、月単位週休2日でしょうか、ご教示下さい。	「吹田市水道部「4週8休工事」実施要領(令和7年8月1日改正分)」に準拠しております。 「水道施設整備に関する工事の補正係数」については、「水道事業実務必携(令和6年度)」を適用しております。

質 疑 回 答 書

令和7年8月15日

吹田市水道部

工事名又は業務名 津雲低区配水幹線布設工事(高野台工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
12	設計書	設計書の第1号明細表、鋼管 φ 400mmの形状寸法をご教示願います。	形状寸法はφ 400mm×3500mm×6.0mm、規格はSTW-400Aになります。
13	設計書	第1号明細表に『鋼管 φ 400mm』とあり、図面には「さや管 鋼管 φ 400mm×3500」とだけあります。詳細規格や厚み等寸法などをご教示ください。	
14	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しています。
15	設計書	水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)の歩掛が令和7年度適用の場合、その代価表内の代価表で土木工事標準積算基準書を採用のもの『小型バックホウ』とか『トラック(クレーン装置付)運転』とかの歩掛は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しています。
16	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しています。
17	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しています。
18	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
19	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設発生土受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
20	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R7. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
21	設計書	本工事の燃料(軽油、ガソリン)の単価適用年月日と出典をご教示ください。また、複数の単価を使用してしまってる場合は「どれどれについては令和○年○月」という形でご教示ください。	令和7年4月単価を適用しています。
22	設計書	本工事にて残土、残塊の処分地までの距離はどこからの距離として考えればよろしいですか。代価表によって「吹田市の中心地点から」、「現場から」の違う採用の仕方をしている場合は第6号表、第7号表、第8号表、第9号表、第131号表、第145号表、第147号表、第163号表、第204号表、第206号表、第207号表それぞれにご教示ください。	「現場から処分地までの距離」を採用しています。

質 疑 回 答 書

令和7年8月15日

吹田市水道部

工事名又は業務名 津雲低区配水幹線布設工事(高野台工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
23	設計書	施工パッケージ構成比により誤謬と思われるのが、第162号表「歩車道境界ブロック設置 再生クラッシュランRC-40」及び第164号表「歩車道境界ブロック設置 再生クラッシュランRC-40」は令和3年度で、第168号表「特殊ブロック舗装 撤去」、第169号表「特殊ブロック舗装 再利用設置」及び第202号表「殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込DID:有り 10.9km以下」が令和5年度となっています。『設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。積算については、設計書のとおり積算してください。』とお答えになるのでしょうか、中身は「本工事の単価適用年月日」が採用されているのでしょうか。4週8休補正は特記仕様書3に定めた補正が掛っているのでしょうか。ご教示ください。	「歩車道境界ブロック設置 再生クラッシュランRC-40」及び「歩車道境界ブロック設置 再生クラッシュランRC-40」の構成比は令和3年度、「特殊ブロック舗装 撤去」、「特殊ブロック舗装 再利用設置」及び「殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込DID:有り 10.9km以下」の構成比は令和5年度になります。資材単価は「令和7年4月」、処分費は「令和6年度下半期及び令和7年度」、労務単価は「令和7年3月」単価を適用しております。4週8休についてはお見込みのとおりです。
24	設計書	第163号表「残塊処分工 昼間 コンクリート(無筋) 機械積込」内の第202号表「殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込DID:有り 10.9km以下」が誤謬されているのを踏まえて、第203号表「産業廃棄物の処分費 コンクリート(無筋) 昼間 機械積込」のCOガ(無筋)投棄料(昼)にも疑義が生じます。そして「吹田市の中心地点から」、「現場から」のどちらにしても、10.9km以下で大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)に掲載のCOガ(無筋)の処分地は存在しません。 1) 10.9km以下で大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(上半期R06. 8. 1適用)には掲載のあるCOガ(無筋)の処分地 2) 昨年は同工事名0無しで現場からは10.9km以下だったが、今年の現場は少し離れてしまったために10.9km以上になってしまった、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)に掲載のCOガ(無筋)の処分地のどちらを採用されていますか。ご教示ください。	2)の処分地で計上しています。
25	設計書	第31号明細書、第32号明細書にある「構造物とりこわし工(昼) 時間的制約無 無筋構造物取壊し 機械施工」には低振動対策必要の補正、4週8休補正は計上してありますか。ご教示下さい。昨年、同じ質問に対して『低振動対策必要の補正、4週8休補正は計上しております。との回答がありましたが、実際は4週8休補正は計上無でした。よくご確認の上ご回答ください。	「低騒音・低振動対策」及び「4週8休」については補正を適用しています。
26	設計書	第167号表「コンクリート 無筋・鉄筋構造物 人力打設18-8-40 (高炉)一般養生 小運搬無」の中に『生コンクリート(普通18-8-40BB)/4t車』とありますが、4t車割増は計上してあるのでしょうか。ちなみに昨年度は4t車割増されてない事例も見受けられました。よくご確認の上ご回答ください。	お見込みのとおりです。
27	設計書	第164号表「歩車道境界ブロック設置 再生クラッシュランRC-40」にある『歩車道境界ブロック/E種(180/190×100×600)/単位(m)』は物価資料より求められたのか、大阪府資材調査単価より求められたのか、それとも見積でしょうか。出典をご教示ください。	物価資料を基に積算しています。
28	設計書	第39号明細表にある『は運搬費 路面切削機(ホイール式廃材積込装置付)20kmまで 20t車以上30t車まで』は「R6年 国交省・赤本P I -2-②-12」か「R6年度水道実務必携 第2部水道施設整備費に係る歩掛表P13にある基本運賃表」のどちらの採用ですか。ご教示ください。	「令和6年度水道事業実務必携」を適用しています。
29	設計書	第12号明細表に『簡易止水工 φ150mm』とあり、図面には「φ150mm簡易式止水工」と旗揚げだけあります。一体どんな工法なのでしょうか。工法協会か参考メーカー等をご教示ください。	不断水工法の1つで、管路内に止水材料を挿入することで、局部的に断水を可能とする工法です。参考メーカーについては、特定されるため開示できません。
30	設計書	第10号明細表に『簡易止水工法材料費 φ150mm』とあり、図面には「φ150mm簡易式止水工」と旗揚げだけあります。見積出来るだけの詳細材料数量、それぞれの規格寸法等をご教示ください。	「铸铁管 φ150mm用止水材料挿入用分岐帯」と「φ150mm用止水材料」になります。
31	設計書	第10号明細表の「簡易止水工法材料費」のなかには経費計算に影響を及ぼす『管材費』は含まれているのでしょうか。含まれている場合はどの部分なのかご教示ください。	「簡易止水工法材料費」は管材費として計上しています。